

Newふじさん共済の内容

保 障 内 容

- ・主契約：福祉団体定期保険
- ・特 約：入院給付金付災害割増特約・ガン死亡特約

口数		5 口	4 口	3 口	2 口	1 口
お支払事由						
死 亡	所定の不慮の事故により死亡されたとき ＜死亡保険金＋災害保険金＞	1,250万円	1,000万円	750万円	500万円	250万円
	責任開始期（加入日からその日を含めて90日を経過した日の翌日）以後に診断確定された所定のガン（*1）により死亡されたとき ＜死亡保険金＋ガン死亡保険金＞	500万円	400万円	300万円	200万円	100万円
	上記以外の事由により死亡されたとき ＜死亡保険金＞	250万円	200万円	150万円	100万円	50万円
高 度 障 害	所定の不慮の事故により 所定の高度障害状態（*2）のいずれかになられたとき ＜高度障害保険金＋災害高度障害保険金＞	1,250万円	1,000万円	750万円	500万円	250万円
	加入日以後の傷害または疾病により 所定の高度障害状態（*2）のいずれかになられたとき ＜高度障害保険金＞	250万円	200万円	150万円	100万円	50万円
入 院	所定の不慮の事故により5日以上入院されたとき （同一事故による入院は通算60日限度（*3）） ＜入院給付金＞	1日につき 10,000円	1日につき 8,000円	1日につき 6,000円	1日につき 4,000円	1日につき 2,000円

※保険期間中に加入者（被保険者）が上記お支払事由に該当されたとき、保険金・給付金をお支払いします。

※災害保険金、災害高度障害保険金、入院給付金は、保険期間中に加入者が加入日以後に発生した所定の不慮の事故による傷害を直接の原因として、その事故の日から起算して180日以内にお支払事由に該当されたときにお支払いします。

※災害保険金、災害高度障害保険金は、加入日以後に発病した所定の感染症を直接の原因としてお支払事由に該当されたときもお支払いします。

*1 所定のガン （対象となる悪性新生物） ・口唇、口腔および咽頭の悪性新生物 ・消化器の悪性新生物 ・呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物 ・骨および関節軟骨の悪性新生物 ・皮膚の黒色腫およびその他の悪性新生物 ・中皮および軟部組織の悪性新生物 ・乳房の悪性新生物 ・女性性器の悪性新生物 ・男性性器の悪性新生物 ・尿路の悪性新生物 ・眼、脳および中枢神経系のその他の部位の悪性新生物 ・甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物 ・部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物 ・リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物 ・独立した（原発性）多部位の悪性新生物 ・上皮内新生物	*2 高度障害状態 1.両眼の視力を全く永久に失ったもの 2.言語またはしゃくの機能を全く永久に失ったもの 3.中枢神経系または精神に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 4.胸腹部臓器に著しい障害を残し、終身常に介護を要するもの 5.両上肢とも、手関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 6.両下肢とも、足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 7.1上肢を手関節以上で失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったかまたはその用を全く永久に失ったもの 8.1上肢の用を全く永久に失い、かつ、1下肢を足関節以上で失ったもの
---	--

***3** 更新前の入院日数を含みます。

富士商工会議所独自の給付制度の内容

口数		5 口	4 口	3 口	2 口	1 口
給付内容						
独自給付A	事故死亡見舞金	650万円	520万円	390万円	260万円	130万円
	事故後遺障害見舞金	650～26万円	520～20.8万円	390～15.6万円	260～10.4万円	130～5.2万円
	事故休業見舞金 （90日限度）	1日あたり 5,000円	1日あたり 4,000円	1日あたり 3,000円	1日あたり 2,000円	1日あたり 1,000円
独自給付B	事故・病気による 手術・初期入院見舞金 （日帰り入院から5日未満、ただし1人年2回限度）	一律に 15,000円	一律に 12,000円	一律に 9,000円	一律に 6,000円	一律に 3,000円
	事故通院見舞金 （5日以上、ただし1人年2回限度）	一律に 25,000円	一律に 20,000円	一律に 15,000円	一律に 10,000円	一律に 5,000円
	病氣入院見舞金	5～19日	一律に 25,000円	一律に 20,000円	一律に 15,000円	一律に 10,000円
		20日以上	一律に 35,000円	一律に 28,000円	一律に 21,000円	一律に 14,000円
	結婚祝金	一律に 25,000円	一律に 20,000円	一律に 15,000円	一律に 10,000円	一律に 5,000円
	銀婚祝金					
	二十歳の祝金					
	還暦祝金					
	出産祝金（本人または配偶者）	一律に 25,000円	一律に 20,000円	一律に 15,000円	一律に 10,000円	一律に 5,000円
	小学校入学祝金					
	中学校入学祝金					
	中学校卒業祝金					

①富士商工会議所独自の給付制度は、運営費の一部によってまかなわれます。

②事故死亡見舞金は、ケガで事故日より180日以内に死亡したとき、1口あたり130万円を支給いたします。

③事故後遺障害見舞金は、ケガで事故日より180日以内に後遺障害が残ったとき、支給されます。

④事故休業見舞金は、ケガで事故日より180日以内に入院・自宅療養等により就業不能となったとき、90日を限度として1日あたり1,000円（1口の場）を支給いたします。

⑤手術・初期入院見舞金は、病気またはケガにより日帰り入院から5日未満の入院をしたとき、年2回を限度として、1口あたり日数にかかわらず3,000円を支給いたします。ただし人間ドック・検査入院は対象となりません。

⑥事故通院見舞金は、ケガにより5日以上実通院をしたとき、年2回を限度として、1口あたり日数にかかわらず5,000円を支給いたします。

⑦病氣入院見舞金は、病気により5日以上継続入院をしたとき、年2回を限度として、19日までの継続入院の場合、1口あたり一律5,000円、20日以上継続入院の場合、1口あたり一律7,000円を支給いたします。

⑧手術・初期入院見舞金・事故通院見舞金・病氣入院見舞金は、福祉団体定期保険の給付と重複して支払われません。

⑨結婚祝金は加入者本人が結婚したとき、銀婚祝金は加入者本人が銀婚を迎えたとき、成人祝金は加入者本人が成人したとき、還暦祝金は加入者本人が還暦を迎えたとき、出産祝金は加入者本人または配偶者が出産したとき、それぞれ1口あたり5,000円を支給いたします。ただし1年以上の加入者を対象といたします。

⑩小学校入学祝金は、加入者のお子様が小学校に入学されたとき、中学校入学祝金は、加入者のお子様が中学校に入学されたとき、中学校卒業祝金は加入者のお子様が中学校を卒業されたとき、それぞれ1口あたり5,000円を支給いたします。ただし1年以上の加入者を対象といたします。

⑪原則として独自給付Bは当該事由発生年月日より3年以内に請求された場合に支給します。

⑫裏表紙の「保険金・給付金をお支払いしない場合など」に該当した場合は、商工会議所独自の給付制度も福祉団体定期保険と同様に取扱います。

⑬独自給付金の受取を振込にする場合、振込手数料はお客様負担となります。

***詳細は「見舞金・祝金制度」規約をご確認ください。**

Newふじさん共済の取扱い

保 険 期 間

保険期間は1年間(令和* 年10月1日～令和* 年9月30日)で、毎年自動的に更新されます。

加入資格・条件

- 富士商工会議所会員（特別会員を含む）の役員・事業主・従業員（家族従業員を含む）で令和* 年10月1日現在年齢が14歳6ヵ月を超え65歳6ヵ月までの方で、加入（増額）することに同意した方が加入できます。ただし、60歳6ヵ月を超える方は2口までを限度とします。なお、65歳6ヵ月を超える方は2口限度で70歳6ヵ月まで更新のみできます。
- 新規加入または増額を申込まれる方は、申込日(告知日)現在、正常に就業している方*に限ります。注意喚起情報に記載された留意事項を必ずお読みのうえ、加入申込書兼告知書または保険金額変更申込書兼告知書にて告知されますようお願いします。
 - ①加入（増額）申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病氣やけがで、手術を受けたことまたは継続して14日以上入院をしたことがありますか。
 - ②加入（増額）申込日(告知日)から過去1年以内に、下表の病氣やけがで初診から終診までの期間が14日以上にわたる医師の治療・投薬を受けたことがありますか。

心臓病（心筋こうそく・心臓弁膜症・先天性心臓病・心筋症・狭心症）、高血圧症、脳卒中（脳出血・脳こうそく・くも膜下出血）、精神病、てんかん、ぜんそく、肺気腫、肺結核、胃がいよう、十二指腸がいよう、すい臓炎、肝臓病（肝炎・肝硬変）、腎臓病（腎炎・ネフローゼ・腎不全）、緑内障、がん、白血病、上皮内新生物、糖尿病、リウマチ、頭部外傷

※申込日(告知日)現在、正常に就業している方とは加入（増額）申込日(告知日)現在、次の状態にある者を除いた方です。

- ・傷病により公休・休暇などで欠勤している方
- ・健康上の理由で勤務の特別取扱を受けている方（「勤務の特別取扱」とは、労働時間の短縮、時間外労働の制限、労働負荷の制限など）

3.本制度への加入にあたっては、上記1・2の要件を満たす事業所単位の有資格者全員のご加入が必要となります。ただし、会員事業所の会社規定等、客観的な基準により、一定の範囲内の方全員のご加入とすることも可能です。

4.当商工会議所を脱退された場合など加入資格を失われた場合には、加入を継続できませんのですみやかに脱退手続きをお取りください。

5.入会申込みと同時に(同日)に本共済制度のお申込みを頂きました場合、万一入会できませんでした際は、本共済制度のご加入もできません。

加入日(効力発生日)

加入申込月の翌々月1日から効力が発生します。
ガン死亡保険金については加入日(効力発生日)からその日を含めて90日を経過した日の翌日から責任開始となります。

掛金のお払込み

初回掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、申込取消とみなします。

ご加入後掛金の振替ができなかった場合、翌月に2ヵ月分の振替をいたします。2ヵ月連続して振替ができなかった場合は、最後に振り替えられた月の翌月末日をもって脱退となり、以降の保障はなくなります。

加入(増額)・脱退手続

加入（増額）の場合は、所定の加入申込書兼告知書（保険金額変更申込書兼告知書）により、当商工会議所にお申込みください。加入者がこの制度から脱退される場合は、当商工会議所にご連絡ください。

なお、脱退されてもそれに伴う払戻金などはありません。

加入者証の発行

加入者に対しては、「福祉団体定期保険加入者（被保険者）票」を発行します。

保険金などの受取人・請求

- 1.保険期間中に加入者（被保険者）がお支払事由に該当されたとき、保険金・給付金などをお支払いします。所定の書類により請求手続をおこなってください。なお、保険金・給付金などのお支払事由に該当された場合だけでなく、保険金・給付金などのお支払いの可能性があると思われる場合や、ご不明な点が生じた場合などについても、すみやかに当商工会議所にご連絡ください。
- 2.保険金・給付金の受取人は、加入申込書兼告知書の「保険金・給付金受取人指定」欄から加入者（被保険者）の同意を得て指定していただいた方とします。保険期間中に加入者が死亡された場合は、遺族の了解を得て請求手続をおこなってください。また、所定の高度障害状態になられたとき、不慮の事故で入院されたときは、加入者の了解を得てご請求ください。死亡保険金または高度障害保険金をお支払いした場合、死亡または所定の高度障害状態になられたときに福祉団体定期保険は消滅したものと取扱います。この場合、Newふじさん共済からは脱退となるため、脱退後にお支払事由に該当されてもその他の保険金・給付金および商工会議所独自の給付のお支払いはありません。
- 3.見舞金・祝金の受取人は加入者（被保険者）または加入事業所です。当商工会議所に備え付けの書類により請求手続をおこなってください。

福祉団体定期保険部分について、1年ごとに収支計算をおこない剰余金が生じた場合には、配当金としてお返しいたします。

配 当 金